

那覇市外部公益通報事務手続要領

平成 21 年 3 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市（議会を除く。以下「市」という。）において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため取り組むべき基本的事項を定めることにより、外部公益通報者の保護を図るとともに、事業者及び市の法令遵守を推進することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(通報窓口等)

第 3 条 外部の労働者からの公益通報及び通報に関する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を市民生活安全課に設置する。

2 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報対象及び通報者の範囲)

第 4 条 通報対象及び通報者の範囲は、法に定めるとおりとする。

(通報相談の処理等)

第 5 条 公益通報の相談を受けた場合には、相談内容を確認し、必要であれば所管部署と連絡をとり、公益通報に該当する場合には権限を有する行政機関を相談者に教示し、公益通報に該当しない場合には、その旨、相談者に伝え他の適切な相談窓口があれば案内するなどの対応に努めるものとする。

2 相談内容については、通報相談票（様式第 1 号）に記録し、必要に応じ所管部署に送付するものとする。

(通報の受付、処理等)

第 6 条 公益通報を行おうとする者は、公益通報書（様式第 2 号）により通報窓口に通報するものとする。

2 前項の通報がされた場合は、市長は、通報者の秘密保持に留意しつつ通報の内容となる事実を把握する。

3 通報内容について、市が権限を有しないときは、行政機関教示書（様式第 3 号）により権限を有する行政機関を教示するものとする。

4 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、公益通報受理・不受理通知書（様式第 4 号）により遅滞なく通知しなければならない。

(調査の実施)

第7条 市民生活安全課長は、公益通報を受理したときは、必要な調査を行うとともに、公益通報事実調査依頼書(様式第5号)により事務を所管する所属長に調査を依頼するものとする。

2 事務を所管する所属長は、調査結果について、公益通報事実確認報告書(様式第6号)により市民生活安全課長に報告を行うものとする。

3 市長は、調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知するよう努め、通報事実の調査を終了したときは、調査結果を速やかに取りまとめ、公益通報に係る調査結果通知書(様式第7号)により遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。

(受理後の教示)

第8条 市長は、公益通報を受理した後に市以外の行政機関が権限を有することが判明した場合は、行政機関教示書により遅滞なく通報者に通知するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施)

第9条 調査の結果、法令に基づく措置その他適切な措置が必要と認める場合は、速やかに措置するものとする。

2 前項の措置をとったときは、その内容を通報者に対し、公益通報に係る是正措置通知書(様式第8号)により遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(情報の管理及び個人情報への配慮)

第10条 外部公益通報の記録および関係資料の保存期間は、10年とする。

2 市は、通報の処理において、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の趣旨に則り、適切な処理を行うものとする。

(協力義務)

第11条 市は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。